

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する
政令案に対して寄せられた御意見について

平成23年3月30日
厚生労働省社会・援護局
福祉基盤課
障害保健福祉部精神・障害保健課

厚生労働省では、社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令案について、平成23年1月7日から平成23年2月5日まで御意見を募集したところ、計20件の御意見を頂きました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する当省の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

なお、取りまとめの都合上、いただいた御意見は、適宜整理集約して掲載しております。御意見をお寄せいただきました皆様にお礼申し上げます。

| 番号 | 御意見の概要 | 御意見に関する考え方 |
|----|---|---|
| 1 | 手数料の引き下げについては、大変ありがたく感じます。しかしながら、改正後の金額でも高いくらいだと思います。さらに安くしていただくことを希望します。他10件 | 今後とも、受験者の動向や、試験事務にかかる実費を勘案し、手数料の適正化に努め、必要に応じ見直しを行ってまいりたいと考えております。 |
| 2 | 手数料の引き下げが時限的な措置だとすると、過去何年間にもわたって受験者たちが負担してきた受験料が、数年間分の受験者たちだけで消費されてしまう形になり、公平性の観点から疑問が生じます。 | 平成23年度における手数料の引き下げは、財団法人社会福祉振興・試験センター（以下、試験センターといいます。）で保有する積立金を長期間保有すべきではなく、早急に受験生へ還元させるべきであるとの考えから実施しております。 今後も受験者の動向や、試験事務にかかる実費を勘案し、手数料の適正化に努め、必要に応じ見直しを行ってまいります。 |
| 3 | 受験手数料の費用に対しての会計報告が知りたい。他3件 | 受験手数料の経費内訳は、試験センターの財務資料（正味財産増減計算書）に記載されており、試験センターのホームページにおいて公開しております。 |
| 4 | 受験料が改定されるのは良い事だが、筆記、実技と分けて欲しい。筆記試験に落ちた者が、実技試験を受けないのに全て一律とはおかしいと思う。他3件 | 筆記試験と実技試験の受験手数料の分離については、分離した場合の受験者の負担等を考慮する必要があり、直ちに実施することは困難であるため、ご理解を賜りたいと存じます。 |